

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 ふ化業者の登録(畜産課)
保安林の指定の解除(森林保全課)
基本測量の実施(管理課)
- ◇ 告 示 土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)
- ◇ 公 告 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)
- ◇ 入札公告 一般競争入札の実施(消防防災課)
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(経営流通課)
- ◇ 正 誤 平成九年四月八日付鳥取県告示第二百六十号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百八十三号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
第二号	平成九年四月十二日	東伯町農業協同組合 東伯郡東伯町大字徳万五五八一	東伯町農業協同組合孵卵場 東伯郡東伯町大字杉下五〇四一一

鳥取県告示第二百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の七七四(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万分の一地形図作成）
- 二 作業期間 平成九年四月十四日から平成十年三月三十一日まで
- 三 作業地域 鳥取市及び岩美郡国府町

鳥取県告示第二百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 事業施行期間 平成九年四月十八日から平成十四年三月三十一日
- 二 施行地区 米子市西福原九丁目の一部、西福原字堀川中及び字堀川尻の全部並びに字堀川尻甲及び字堀川尻乙の各一部並びに西三柳字堀川、字堀川中及び字堀川尻の全部並びに字堀川尻北、字平八道東、字平八道西、字三右衛門道西及び字三右衛門道西北の各一部
- 三 事務所の所在地 米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課
- 四 設立認可の年月日 平成九年四月十五日
- 五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで
六 公告の方法

事務所の掲示板及び組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成9年4月18日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

- 1 実施日時
 - (1) 平成9年6月9日（月）から同月13日（金）まで
 - (2) 時間 午前9時から午後5時40分まで
- 2 実施場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第20会議室
- 3 講習事項
 - (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
 - (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- 4 受講対象者 次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

<p>(2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者</p> <p>(3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講申込書の受付期間 平成9年5月1日（木）から同月15日（木）まで（郵送による場合は、平成9年5月16日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）</p> <p>6 受講申込書の提出先</p> <p>(1) 県内に住所を有する者 所在地を管轄する警察署</p> <p>(2) 県外に住所を有する者 〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課</p> <p>7 受講申込書の提出部数等</p> <p>(1) 受講申込書は、正副2通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。</p> <p>(2) 4に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面2通を添付すること。</p> <p>(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、当該事項を証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証の写し</p> <p>(ウ) 4の(3)に該当する者にあつては、当該事項を証明する警備業務従事証明書及び2級の検定に係る合格証の写し</p> <p>8 受講手数料及び納付方法 受講手数料は、31,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 講習終了後に修了考査を行う。</p>	<p>(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。</p> <p>(3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0111）にすること。</p>
<p>入札公告</p> <p>一般競争入札を行うので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年4月18日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 調達内容</p> <p>(1) 調達案件の名称及び数量 鳥取県ヘリコプターテレビ電送システム整備工事 一式</p> <p>(2) 調達案件の概要 消防防災ヘリコプターに搭載したカメラにより撮影した画像を、地上の固定型及び携帯型の受信装置で受信するとともに、固定型受信装置で受信した画像については既設の防災行政無線回線等の伝送路を介して県庁、県内の総合事務所、広域消防本部等で受像するシステムの整備</p> <p>(3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(4) 工期 平成10年3月20日（金）まで</p> <p>(5) 工事場所</p>	<p>入札公告</p>

<p>鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁統制局 他11か所</p>	<p>(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(3) 平成9年4月18日（金）から同年5月29日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 元請又は共同企業体の構成員として、過去10年間に次に掲げる工事と同種の工事の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上の場合のものに限る。）</p> <p>イ ヘリコプターレド電送システムに係る工事</p> <p>ロ 都道府県防災行政無線に係る工事</p> <p>(5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>イ 監理技術者にあつては、電気通信工業に係る監理技術者資格者証を有する者</p> <p>ロ 主任技術者にあつては、電気通信工業に係る主任技術者資格を有する者</p> <p>3 契約担当部局 鳥取県生活環境部消防防災課</p> <p>4 入札書の提出場所等</p>
<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒680-70 鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部消防防災課無線室 電話 0857-26-7788（直通）</p>	<p>(2) 入札説明書の交付方法 公告の日から土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から午後5時までの間、(1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 郵便による入札 可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成9年5月29日（木）正午（ただし、郵送による入札書の提出期限については、平成9年5月29日（木）午前11時30分とする。）</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 イ 日時 平成9年5月29日（木）午後1時30分 ロ 場所 鳥取県庁第3会議室（本庁舎地階）</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) 本件入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を4の(1)の場所に平成9年5月6日（火）午後5時までに提出し、この競争入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 本件入札に参加する者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金 本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。ただし、本件入札に参加しようとする者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証券を提出し</p>

た場合その他知事が別に定める場合においては、これを免除する。

7 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を本契約を締結するまでの間に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合その他知事が別に定める場合においては、これを免除する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であつて、鳥取県建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

- イ 詳細は、入札説明書による。
- ロ 消防庁から補助を受けられる場合に限り契約を締結する。
- ハ 契約の締結については、議会の議決を要する。

9 Summary

- (1) Subject Matter of Contract : Tottori Prefectural Helicopter Television system Project
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 6. May, 1997
- (3) Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 AM 29. May, 1997 (Tenders submitted by mail must be received : 11 : 30 AM 29. May, 1997)
- (4) Date of opening the tenders : 1 : 30 PM 29. May, 1997
- (5) Place of contact for the notice : Fire Defense and Disaster Prevention Division, Department of Livelihood and Environment Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan
TEL 0857-26-7788

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成9年5月2日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成9年4月18日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称

- 株式会社サンローズ
株式会社リビングストア
2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
エキサイティングタウン丸合西倉吉店
倉吉市生田461-1(ほか)
- 3 閉店時刻
午後10時
- 4 休業日数
年3日

正 誤

平成九年四月八日付鳥取県生豆示第二三六六号(指定老人訪問看護事業者の指定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

一 下

西伯郡西伯町大字倭四
八二

西伯郡西伯町大字法勝
寺三七七一

〃 〃

西伯郡西伯
町大字法勝
寺三七七一

西伯郡西伯
町大字倭四
八二

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】